

□日本国憲法

第14条 すべて国民は法の下に平等であつて、(①)、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条 公務員を選定し、及びこれを(②)することは、国民固有の権利である。

2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、(③)の奉仕者ではない。

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第37条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員の(⑦)権は、都道府県委員会に属する。

□学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に(⑧)を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第16条 保護者は、次条に定めるところにより、子に9年の(⑨)教育を受けさせる義務を負う。

第20条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、(⑩)教育を受けることを妨げてはならない。

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

副校長は、校長を助け、(⑪)を受けて校務をつかさどる。

□地方公務員法

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、(⑫)を挙げてこれに専念しなければならない。

第33条 職員は、その職の(⑬)を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第34条 職員は、(⑭)知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の(⑮)のすべてをその職責遂行のために用

い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

□教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず(⑯)と修養に努めなければならない。

第22条 教育公務員には、(⑰)を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、(⑱)に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、(⑲)のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

正解

- ①人種 ②罷免 ③一部 ④資質 ⑤公 ⑥不当 ⑦任命
⑧懲戒 ⑨普通 ⑩義務 ⑪命 ⑫全力 ⑬信用 ⑭職務上
⑮注意力 ⑯研究 ⑰研修 ⑱授業 ⑲現職